

■ 保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課住民グループまでお申し出ください。

※新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課住民グループへ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※新しい減額認定証及び限度証は黄色です。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証

■ お問い合わせ

・北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

・町民課住民グループ
☎01392-2-3131（内線）126・127

各種医療費受給者証更新のお知らせ

現在お持ちの【重度心身障がい者】・【ひとり親家庭等】・【乳幼児】の各種医療費受給者証は、7月31日（金）までが有効期限となっています。

8月1日から有効となる新しい受給者証は、対象者の方へ7月下旬に送付しますので、期限が切れた古い受給者証は、ご家庭で破って処分してください。

万一、7月31日（金）までに新しい受給者証が届かない場合は、下記までご連絡をお願いします。

なお、各受給者証の交付を受けるには所得制限があります。今回の更新で対象とならない方については別途通知します。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131